

新宿区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例（平成24年条例第26号）新旧対照表

改正後	現行
<p>第1条及び第2条 略 （墓地等の経営主体）</p> <p>第3条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由があると認められる場合であって、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 地方公共団体</p> <p>(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人で、同法第52条第2項又は第53条の規定により登記された事務所を新宿区の区域内（以下「区内」という。）に有するもの（当該事務所を区内を所在場所として登記してから7年を経過している者に限る。）</p> <p>(3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人のうち、墓地等の経営を行うことを目的とするもの（以下「公益法人」という。）</p> <p>第4条以下 略</p>	<p>第1条及び第2条 略 （墓地等の経営主体）</p> <p>第3条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由があると認められる場合であって、区長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 地方公共団体</p> <p>(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人で、同法第5条第1項の主たる事務所又は同法第59条第1項の従たる事務所を新宿区の区域内（以下「区内」という。）に有するもの（これらの事務所を区内を所在場所として登記してから7年を経過している者に限る。）</p> <p>(3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人のうち、墓地等の経営を行うことを目的とするもの（以下「公益法人」という。）</p> <p>第4条以下 略</p>

附 則

この条例は、令和4年9月1日から施行する。